

独立行政法人大学入試センター新教育課程試験問題調査研究特別部会規則

〔令和元年12月31日〕
規則第63号

改正 令和2年4月30日規則第3号

改正 令和3年5月31日規則第3号

改正 令和4年3月31日規則第35号

改正 令和7年6月30日規則第12号

独立行政法人大学入試センター新教育課程試験問題調査研究特別部会規則

(設置)

第1条 大学入学共通テスト企画委員会（以下「企画委員会」という。）に、令和4年度から学年進行により実施される新しい高等学校学習指導要領に対応し、令和7年度大学入学者選抜大学入学共通テスト以降の試験に関し、問題作成に係る基本方針案の策定に当たり、特に検討が必要な教科・科目等について調査研究するため、新教育課程試験問題調査研究特別部会（以下「部会」という。）を置く。

(委員)

第2条 部会は、250人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号の一に該当する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 一 試験・研究統括官
- 二 試験・研究副統括官
- 三 問題作成部会の委員又は臨時委員の経験者
- 四 教科科目第一委員会の委員又は臨時委員の経験者
- 五 大学、大学共同利用機関法人又は独立行政法人の教授又は准教授
- 六 学識経験者
- 七 その他理事長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、2年未満の任期とすることができる。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間が1年に満たない場合は、1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、試験・研究統括官をもって充てる。

- 2 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 3 部会に2人以内の副部会長を置き、試験・研究副統括官をもって充てる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は事故があるときは第2項の職務を代行する。

(部会の招集)

第5条 部会は、理事長の求めに応じ、部会長が招集する。

(定足数及び議決)

第6条 部会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(部会の運営)

第7条 部会は、非公開で行う。

(臨時委員)

第8条 部会に、委員のほか特別な事項について調査研究を行うため、臨時委員を置くことができ、理事長が委嘱する。

2 臨時委員の任期は、委嘱した年度の末日までとする。

3 臨時委員は、部会長の要請に応じて部会に出席し、必要な意見を述べることができる。ただし、臨時委員は、部会の定足数に含まない。

4 臨時委員は、議決に加わることはできない。

(秘密保持)

第9条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の氏名は、任期を満了する日又は辞任した日の属する年度の翌年度の末日まで、秘匿するものとする。

2 委員等は、委員等としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 理事長は、前項に違反する行為が存在する疑いがある場合には、分科会長に対し必要な措置をとることを命ずるとともに、試験・研究統括官に調査を命ずることができる。また、調査結果に基づき違反行為が認定された場合は、その行為の態様に応じて、関係機関への通報、委員等への損害賠償の請求、被害拡大の防止などの必要な措置を講ずる。

(解嘱)

第10条 委員等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解嘱する。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合

2 理事長は、委員等が委員等としての職務を遂行する上での義務違反その他委員等たるに適しない行為があると認められるときは、これを解嘱することができる。なお、機関から派遣された委員等にあつては、解職の際、その理由を当該委員等の所属機関の長に報告する。

(研究分科会)

第11条 部会に、全教科・科目に共通した問題作成に係る基本方針の策定に向けた調査研究を行うための基本方針研究分科会を置く。

2 部会に、出題教科・科目等別に調査研究を行うため、次表のとおり研究分科会を置く。

研究分科会の名称	分 担 事 項
国語問題研究分科会	「国語」の試験についての調査研究
歴史問題研究分科会	「歴史総合」、「日本史探究」及び「世界史探究」の試験についての調査研究
地理問題研究分科会	「地理総合」及び「地理探究」の試験についての調査研究
公民問題研究分科会	「公共」、「倫理」及び「政治・経済」の試験についての調査研究
数学問題研究分科会	「数学」の試験についての調査研究
理科問題研究分科会	「理科」の試験についての調査研究

英語問題研究分科会	「英語」の試験についての調査研究
情報問題研究分科会	「情報」の試験についての調査研究

3 部会長及び副部会長以外の委員等は、理事長の指名により、第1項又は第2項のいずれかの研究分科会に属する。

(研究分科会長等)

第12条 各研究分科会に研究分科会長を置き、理事長が指名する。

2 研究分科会長は、研究分科会の会務を掌理し、研究分科会の委員に必要な指導及び助言を行う。

3 各分科会に副分科会長を置くことができ、分科会の推薦に基づき理事長が指名する。

4 副分科会長は、研究分科会長を補佐し、研究分科会長が欠けたとき、又は事故があるときは、第2項の職務を代行する。

(研究分科会の招集)

第13条 研究分科会は、研究分科会長が招集する。

(研究分科会長会議)

第14条 部会に、調査研究に係る重要事項を審議するため、研究分科会長会議を置く。

2 研究分科会長会議は、部会長、副部会長、各研究分科会の研究分科会長及び研究副分科会長並びに実施方法部会長で構成する。

3 研究分科会長会議は、部会長が招集する。

4 研究分科会長会議の議決は、部会の議決とすることができる。

5 第6条の規定は、研究分科会長会議に準用する。

(科目間調整会議)

第15条 研究分科会は、調査研究に関し必要な場合は、他の研究分科会と合同の会議（以下「科目間調整会議」という。）を開くことができる。

2 科目間調整会議は、研究分科会長の求めに応じ、部会長が招集する。

3 その他科目間調整会議に必要な事項は、別に定める。

(試作問題の評価)

第16条 部会は、試作問題を作成し、その評価を試験問題評価・分析委員会に求めることができる。

(調査研究結果の報告)

第17条 各研究分科会長は、調査研究の結果を部会長に提出し、部会長は、理事長に報告する。

(意見の聴取)

第18条 部会は、調査研究を行うに当たって、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができる。

(問題作成部会及びC B T活用検討部会との連携)

第19条 部会は、調査研究を行うに当たって、問題作成部会及びC B T活用検討部会と緊密に連携する。

(庶務)

第20条 部会の庶務は、試験企画課において処理する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年4月30日）

この規則は、令和２年５月１日から施行する。

附 則（令和３年５月31日）

この規則は、令和３年６月１日から施行する。

附 則（令和４年３月31日）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和７年６月30日）

この規則は、令和７年７月１日から施行し、令和７年６月１日から適用する。